

令和元年度

個別指導等における主な指摘事項
(歯科)

九州厚生局

目 次

I	保険診療等に関する事項	1
1	診療録等	1
2	基本診療料等	2
3	医学管理等	2
4	在宅医療	5
5	検査	7
6	画像診断	8
7	投薬	9
8	歯周治療	9
9	リハビリテーション	10
10	処置	11
11	手術	13
12	麻酔	13
13	歯冠修復及び欠損補綴	13
14	保険外診療	15
II	診療報酬の請求等に関する事項	15
1	届出事項	15
2	掲示事項	15
3	診療報酬請求	16
4	一部負担金	16
5	その他	17

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録の整備及び保管状況について不備な例が認められたので改めること。
診療録が散逸しないように適切に編綴すること。
- ② 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ③ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。
- ④ 保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者（歯科衛生士）により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認のうえ、署名又は記名押印すること。
- ⑤ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。
ア 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
イ 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。
- ⑥ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
ア 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見について記載がない。
イ 傷病名にP、G、C、P u l、P e r等の略称病名で病態に係る記載がない。
ウ 歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。
エ 傷病名を適切に整理していないために、不要な傷病名が残存している。
- ⑦ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
ア 症状、所見、処置内容、指導内容、検査結果、画像診断所見、医学管理等の内容、診療方針について記載が不十分である。
イ 材料名、部位、一部負担金徴収額について記載がない。
- ⑧ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。
ア 診療行為の手順と異なった記載がある。
イ 行間を空けた記載がある。
ウ 療法・処置欄への1行に対し複数行（2行）の記載がある。
エ 判読困難な記載がある。

オ 欄外への記載がある。

カ 鉛筆による記載がある。

キ 二本線で抹消せず塗りつぶし又は修正液による訂正がある。

ク 訂正または追記した内容が不明である。

⑨ 略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（平 30. 3. 20 保医発 0320 第 6 号）」を参照し適切に記載すること。

⑩ 歯冠修復及び欠損補綴について、保険外診療へ移行した場合は、診療録に保険外診療への移行や当該部位に係る保険診療が完結している旨を明確に記載すること。

⑪ 診療録の医療保険に関する記載と介護保険に関する記載が、下線又は枠で囲う等により区別されていない不適切な例が認められたので改めること。

(2) 歯科技工指示書

歯科技工指示書に記載すべき内容（設計、作成の方法、使用材料、発行の年月日、発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地、作成が行われる歯科技工所の名称及び所在地等）に不備が認められたので改めること。

(3) 提供文書

歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料、クラウン・ブリッジ維持管理料及び新製有床義歯管理料等に係る提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

2 基本診療料等

(1) 初・再診料

診療が継続している場合に、歯科初診料を誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。

(2) 初・再診料の加算

歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき内容（算定した日の患者の状態）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の患者の状態に応じて適切に記載すること。

3 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している例が認められたので改めること。

ア 歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点について診療録に記載していない。

イ 1回目に患者の主訴に関する管理を開始し、2回目以降にその他の疾患も含めた管理を行う場合や新たな検査を実施する場合に、検査結果も含めた管理計画の変更点について、患者等に説明した内容を診療録に記載していない。

ウ 継続的管理を行っていない。

② 診療録に記載すべき1回目の管理計画について、未記載又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）

イ 口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）

ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点

エ 治療方針の概要等

オ 歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報

③ 歯科疾患管理料を算定した月に、診療録に記載すべき管理に係る要点について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

④ 算定要件を満たしていない文書提供加算を算定している例が認められたので改めること。

患者等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない。

⑤ 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 患者氏名、性別、生年月日、患者の基本状況（全身の状態・基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）、口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）

イ 治療方針の概要等

(2) 周術期等口腔機能管理計画策定料

管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 主病の手術等の予定（又は実績）

イ 周術期等の口腔機能の管理において実施する内容

ウ 主病の手術等に係る患者の日常的なセルフケアに関する指導方針

エ その他必要な内容

(3) 歯科衛生実地指導料

① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料1を算定している例が認められたので改めること。

ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。

イ 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

ウ 患者に提供すべき当該実地指導に係る文書を指導の初回時に提供して

いない。

エ う蝕又は歯周病に罹患している患者に対して、プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘を実施していない。

オ 情報提供文書に記載すべき内容（指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）、指導を行った歯科衛生士の氏名等）を記載していない。

カ 歯科衛生士による実地指導を15分以上実施していない。

② 診療録に記載すべき内容（歯科衛生士に行った指示内容等の要点）について、画一的に記載している、又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

③ 情報提供文書に記載すべき実地指導を行った時間について、画一的に記載している例が認められたので、実態に沿った適切な実施時刻（開始時刻と終了時刻）を記載すること。

（4）歯周病患者画像活用指導料

算定要件を満たしていない歯周病患者画像活用指導料を算定している例が認められたので改めること。

撮影した口腔内カラー写真の診療録添付又はデジタル撮影した画像の電子媒体への保存を行っていない。

（5）歯科治療時医療管理料

① 算定要件を満たしていない歯科治療時医療管理料を算定している例が認められたので改めること。

管理内容及び患者の全身状態の要点を診療録に記載していない。

② 診療録に記載すべき内容（モニタリング結果）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

（6）診療情報提供料（I）

① 算定要件を満たしていない診療情報提供料（I）を算定している例が認められたので改めること。

ア 交付した文書の写しを診療録に添付していない。

イ 紹介先の機関が未定の場合に算定している。

② 治療の可否に関する問い合わせについて、診療情報提供料（I）を誤って算定している例が認められたので改めること。

③ 医療機関への紹介に当たっては、「別紙様式11」又はこれに準じた様式の文書に必要事項を記載すること。

（7）薬剤情報提供料

① 算定要件を満たしていない薬剤情報提供料を算定している例が認められたので改めること。

ア 情報提供文書に処方した薬剤の相互作用について記載していない。

イ 同月内で同一の投薬内容の場合に、算定できない複数回の薬剤情報提供料を誤って算定している例が認められるので改めること。

- ② 情報提供文書に記載すべき内容（副作用、相互作用）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(8) 新製有床義歯管理料

- ① 有床義歯に係る管理を行うに当たっては、「有床義歯の管理について」（平成19年11月日本歯科医学会）を参考にすること。
- ② 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。
 - イ 有床義歯の管理に係る文書を患者等に提供していない。
- ③ 情報提供文書に記載すべき内容（欠損の状態、指導内容等の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

4 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 第1回目の歯科訪問診療の際に、当該患者の病状に基づいた訪問診療の計画の要点を診療録に記載していない又は当該計画書の写しを診療録に添付していない。
 - イ 歯科訪問診療の2回目以降に計画の変更を行った場合に、変更の要点を診療録に記載していない。
 - ウ 実施時刻（開始時刻と終了時刻）、訪問先名、歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む）を診療録に記載していない。
 - エ 診療録及び診療報酬明細書に記載すべき内容（実施時刻（開始時刻と終了時刻））について実態と異なる例が認められる。
- ② 診療録に記載すべき内容（患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ③ 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 実施時刻（開始時刻と終了時刻）
 - イ 訪問先名（歯科訪問診療を開始した日に限り記載するものとするが、変更が生じた場合はその都度記載する）
 - ウ 歯科訪問診療の際の患者の状況等（急変時の対応の要点を含む）

(2) 歯科訪問診療料の加算

- 算定要件を満たしていない歯科訪問診療補助加算を算定している例が認められたので改めること。

- ア 診療の補助を行った歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。
- イ 算定の対象となる歯科訪問診療の時間を通じて歯科訪問診療の補助を行っていない。

(3) 訪問歯科衛生指導料

- ① 算定要件を満たしていない訪問歯科衛生指導料を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 歯科訪問診療料を算定した日から起算して2月を超えている。
 - イ 情報提供文書に記載すべき内容（指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻））を記載していない。
- ② 実施時間の取扱いに不備な例（指導のための準備や患者の移動に要した時間についても指導を行った時間に含めている）が認められたので改めること。
- ③ 診療録に記載すべき内容（歯科衛生士等に指示した内容、指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）、訪問した日の患者の状態の要点等）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ④ 情報提供文書に記載すべき内容（実地指導を行った歯科衛生士等の氏名）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(4) 歯科疾患在宅療養管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患在宅療養管理料を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 患者の継続的な管理に必要な事項を診療録に記載又は管理計画書の写しを診療録に添付していない。
 - イ 歯科疾患在宅療養管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。
- ② 管理計画に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な全身の状態（基礎疾患の有無、服薬状況等）
 - イ 口腔の状態（口腔衛生状態、口腔粘膜の状態、乾燥の有無、歯科疾患、有床義歯の状況、咬合状態等）
 - ウ 口腔機能の状態（咀嚼の状態、摂食・嚥下の状況及び構音の状況、食形態等）
 - エ 管理方法の概要
 - オ 必要に応じて実施した検査結果の要点
- ③ 提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
 - ア 全身の状態（基礎疾患、服薬、肺炎の既往、低栄養リスク）
 - イ 口腔内の状態（口腔衛生の状況、歯周疾患口腔軟組織疾患、義歯の使用

状況、咬合接触)

ウ 口腔機能等（口腔咽頭機能、咀嚼運動、構音機能、頸部可動性、食事摂取状況）

エ 口腔清掃状況等（口腔清掃の状況、うがいの状況）

オ 管理方針等

5 検査

（1）電氣的根管長測定検査

算定要件を満たしていない電氣的根管長測定検査を算定している例が認められたので改めること。

検査結果を診療録に記載していない。

（2）歯周病検査

① 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち歯周ポケット測定（1点以上）を実施していない。

イ 必要な検査のうち歯周ポケット測定（1点以上）、歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

ウ 歯周病検査を1口腔単位で実施していない。

② 必要性の認められない歯周基本検査を実施している例が認められたので、適切な検査を選択すること。

③ 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち歯周ポケット測定（4点以上）を実施していない。

イ 必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

④ 臨床所見、画像診断所見、処置内容、症状経過等から判断し、必要性の認められない歯周精密検査を算定している例が認められたので、適切な検査を選択すること。

⑤ 画一的に歯周精密検査を実施している例が認められたので、歯周疾患の状態、治療の内容等により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で、検査を選択すること。

⑥ 混合歯列期歯周病検査の実施に際しては、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認すること。

（3）歯周病部分的再評価検査

算定要件を満たしていない歯周病部分的再評価検査を算定している例が認められたので改めること。

必要な検査のうち必要に応じて行う歯の動揺度及びプラークチャートを用いたプラークの付着状況の検査の結果を診療録に記載又は検査結果

が分かる記録を診療録に添付していない。

(4) 顎運動関連検査

診療録に記載すべき内容（検査結果）について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

(5) 歯冠補綴時色調採得検査

算定要件を満たしていない歯冠補綴時色調採得検査を算定している例が認められたので改めること。

撮影した口腔内カラー写真を歯科技工指示書及び診療録に添付又はデジタル撮影した場合の当該画像を電子媒体に保存・管理していない。

6 画像診断

(1) 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している例が認められたので改めること。

① 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。

② 歯科エックス線撮影を行った場合に、診療録に記載している写真診断に係る所見が実態と異なっている。

(2) 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容（写真診断に係る必要な所見）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(3) 不適切な画像診断に係る一連の費用を算定している例が認められたので改めること。

① 歯科エックス線撮影において、治療に必要な部位が撮影されていない。

② 歯科エックス線撮影において、画像が不鮮明で診断に利用できない。

(4) 必要性の認められない歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を算定している例が認められたので改めること。

(5) 一連の症状を確認するため、同一部位に撮影を行った場合における2枚目以降の撮影に係る写真診断の費用を所定点数で誤って算定している例が認められたので改めること。

(6) 撮影した歯科エックス線写真を確認できない例が認められたので、適切に整理・保管すること。

(7) 歯科パノラマ断層撮影において、位置づけを適切に行っていない例が認められたので改めること。

7 投薬

(1) 投薬

- ① 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、病名、症状、及び経過等を考慮のうえ、投与薬剤、投与日数、投与量及び投与方法をその都度決定すること。
- ② 投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等、患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めること。

(2) 処方箋

処方箋の様式が療担規則第 23 条に定められたものに準じていないので改めること。

8 歯周治療

(1) 診断等

- ① 「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」(平成 30 年 3 月日本歯科医学会)を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- ② 歯周病検査、画像診断の結果が診断、治療に十分活用されず、診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確な例が認められたので改めること。
- ③ 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- ④ 歯周病患者の補綴治療は、補綴予定部位の当該歯の病状安定後又は治癒後に行うことが望ましいため、歯周治療後の歯周病検査、画像診断等による症状確認を行ったうえ、補綴治療を開始すること。

(2) 歯周疾患処置

算定要件を満たしていない歯周疾患処置を算定している例が認められたので改めること。

使用薬剤名を診療録に記載していない。

(3) 歯周基本治療

必要性の認められないスケーリング・ルートプレーニングを算定している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく適確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。

(4) 歯周病安定期治療 (I)

算定要件を満たしていない歯周病安定期治療 (I) を算定している例が認められたので改めること。

ア 一時的に症状が安定した状態に至っていない患者に算定している。

イ 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査を行っていない。

ウ 歯周病安定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。

エ 患者等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない。

(5) 歯周病安定期治療（Ⅱ）

① 算定要件を満たしていない歯周病安定期治療（Ⅱ）を算定している例が認められたので改めること。

ア 歯周病安定期治療の開始に当たって、（口腔内カラー写真撮影（全顎））を行っていない。

イ 2回目以降の歯周病安定期治療において、管理の対象となっている部位の口腔内カラー写真を撮影していない。

② 管理計画書の内容が不十分な例が認められたので、記載の充実を図ること。

(6) 歯周基本治療処置

算定要件を満たしていない歯周基本治療処置を算定している例が認められたので改めること。

使用した薬剤名を診療録に記載していない。

(7) 歯周外科手術

歯周外科手術（歯肉切除手術、歯肉剥離搔爬手術）における症状、所見、及び手術内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、記載の充実を図ること。

9 リハビリテーション

(1) 歯科口腔リハビリテーション料1

① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1有床義歯の場合」を算定している例が認められたので改めること。

調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない。

② 有床義歯を新製した月と同月に、当該有床義歯とは別の欠損部位の有床義歯の修理又は床裏装を行い有床義歯修理を算定した場合に、新製有床義歯管理料と歯科口腔リハビリテーション料1「1有床義歯の場合」を誤って併算定している例が認められたので改めること。

③ 診療録に記載すべき内容（調整方法及び調整部位又は指導内容の要点）について、画一的に記載している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(2) 歯科口腔リハビリテーション料2

算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料2を算定している例が認められたので改めること。

実施内容の要点を診療録に記載していない。

(3) 摂食機能療法

① 算定要件を満たしていない摂食機能療法を算定している例が認められたので改めること。

ア 診療計画書を作成していない。

- イ 定期的な摂食機能検査をもとに、その効果判定を行っていない。
- ② 診療録に記載すべき内容（療法の内容の要点）について、画一的に記載している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

10 処置

(1) う蝕処置

- ① 算定要件を満たしていないう蝕処置を算定している例が認められたので改めること。

算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容（処置内容等）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(2) 咬合調整

- ① 算定要件を満たしていない咬合調整を算定している例が認められたので改めること。

歯冠形態の修正を行った際に、修正理由、修正箇所等を診療録に記載していない。

- ② 同一初診期間中に（歯周炎、歯ぎしり）に対して歯の削合を行った場合1回に限り算定すべき咬合調整を、誤って複数回算定している例が認められたので改めること。

(3) 歯髄保護処置

算定要件を満たしていない歯髄保護処置を算定している例が認められたので改めること。

歯髄温存療法を行った際に、処置内容、経過観察期間等の患者に説明した内容の要点を診療録に記載していない。

(4) 歯内療法

- ① 加圧根管充填処置を算定しない場合においても、根管充填を行った際には必要に応じて歯科エックス線撮影を実施し、適確な診断を基に適切な治療を行うこと。

- ② 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している例が認められたので改めること。

ア 気密な根管充填を行っていない。

イ 複数の根管を有する歯において、一部の根管で気密な根管充填を行っていない。

ウ 根管充填後に歯科エックス線撮影により根管充填の状態を確認していない。

エ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が根管充填の確認に利用できない。

(5) 暫間固定

- ① エナメルボンドシステムによる暫間固定を行ったものについて、算定できない装着に係る費用を誤って算定している例が認められたので改めること。
 - ② 暫間固定を行った部位、症状、所見、経過等について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- (6) 口腔内装置
- 口腔内装置の製作方法と使用材料名について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。
- (7) 口腔内装置調整・修理
- 診療録に記載すべき内容（調整の部位、方法等）について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- (8) 歯冠修復物又は補綴物の除去
- ① 除去した歯冠修復物・補綴物の部位について、診療録への記載が不十分な例が認められたので記載すること。
 - ② 同一歯について2個以上の歯冠修復物（支台築造を含む）又は欠損補綴物の除去を一連に行った場合に、主たる除去の所定点数以外の除去に係る費用を誤って算定している例が認められたので改めること。
 - ③ 算定要件を満たしていない歯冠修復物又は補綴物の除去「3著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。
歯根の3分の1以上のポストを有するメタルコア又は支台築造用レジンを含むファイバーポストではない。
- (9) 有床義歯床下粘膜調整処置
- 算定要件を満たしていない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している例が認められたので改めること。
旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合以外である。
- (10) 口腔粘膜処置
- 算定要件を満たしていない口腔粘膜処置を算定している例が認められたので改めること。
病変の部位及び大きさ等を診療録に記載していない。
- (11) 機械的歯面清掃処置
- ① 算定要件を満たしていない機械的歯面清掃処置を算定している例が認められたので改めること。
歯科衛生士が機械的歯面清掃処置を行った場合に、当該歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。
 - ② 機械的歯面清掃処置を算定した日の属する月の翌月において、算定できない機械的歯面清掃処置を誤って算定している例が認められたので改めること。

11 手術

(1) 抜歯手術

① 抜歯手術における症状、所見、手術内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

② 算定要件を満たしていない難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。

歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対して骨の開さく又は歯根分離術等を行った場合以外に難抜歯加算を算定している。

③ 算定要件を満たしていない抜歯手術（「4埋伏歯」の下顎水平埋伏智歯の場合の加算）を算定している例が認められたので改めること。

骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯ではない。

(2) 歯根嚢胞摘出手術

歯根嚢胞摘出手術における症状、所見、手術内容、術後経過について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(3) 口腔内消炎手術

① 算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している例が認められたので改めること。

手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない。

② 診療録に記載すべき内容（手術部位、症状及び手術内容の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(4) その他の手術

歯槽骨整形手術の手術内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

12 麻酔

伝達麻酔・浸潤麻酔

浸潤麻酔における麻酔薬剤の名称、使用量について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

13 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している例が認められたので改めること。

製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容（製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

- ① 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している例が認められたので改めること。

ア 患者に対して文書により当該維持管理に係る情報提供を行っていない。

イ クラウン・ブリッジ維持管理の対象とならない歯冠修復（歯科用金属を原因とする金属アレルギー患者に対して装着したCAD/CAM冠）を当該維持管理料の対象として算定している。

ウ 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

- ② 患者への提供文書に記載すべき内容（クラウン・ブリッジ維持管理料の趣旨、補綴部位、装着日、保険医療機関名）について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

(3) 歯冠形成・歯冠修復

- ① 充填を行った場合に修復した歯の部位（面）、充填に使用した材料名について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

- ② 使用材料名について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

支台築造に係る使用材料名

(4) 有床義歯

- ① 残根歯に対して、適切な歯内療法及び根面被覆処置を行わずに残根上義歯を製作している例が認められたので改めること。

- ② 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆処置が完了できなかった場合に義歯を製作したとき、その理由について、診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(5) 有床義歯修理

- ① 短期間に繰り返し有床義歯修理を行っている例が認められたので、適切な有床義歯の修理及び管理を行うこと。

- ② 診療録に記載すべき内容（修理内容の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ③ 算定要件を満たしていない歯科技工加算（1、2）を算定している例が認められたので改めること。

修理を担当する歯科技工士の氏名、修理の内容を診療録に記載していない。

(6) 有床義歯内面適合法

有床義歯内面適合法（有床義歯床裏装）に係る実施内容について、診療録

への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

14 保険外診療

- (1) 保険診療から保険外診療に移行した場合は、診療録に移行した旨を記載すること。
- (2) 保険外診療に係る診療録は、保険診療用の診療録とは別に作成すること。

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項

次の届出事項について、変更が認められたので速やかに九州厚生局長あて届け出ること。

- ① 保険医の常勤⇔非常勤の変更
- ② 保険医の異動
- ③ 標榜診療科目、標榜診療時間、標榜診療日の変更
- ④ う蝕に罹患した患者の指導管理の実施に係る、指導管理の種類及び金額
- ⑤ 金属床による総義歯に係る金属の種類追加、金属の価格

2 掲示事項等

- (1) 保険医療機関の掲示事項等について、不適切な事項が認められたので速やかに改めること。

- ① 診療時間の掲示を行っていない。
- ② 明細書発行に関する状況に係る院内掲示について内容が不十分なものである。
- ③ 保険医療機関である旨の標示を行っていない。

- (2) 次の施設基準等について掲示を行っていない。

- ① 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- ② 歯科外来診療環境体制加算
- ③ 歯科診療特別対応連携加算
- ④ 歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- ⑤ 在宅療養支援歯科診療所1及び2
- ⑥ 歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料
- ⑦ 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- ⑧ 在宅歯科医療推進加算
- ⑨ 有床義歯咀嚼機能検査
- ⑩ 歯科口腔リハビリテーション料2

- ⑪ CAD／CAM冠
 - ⑫ 歯科技工加算 1 及び 2
 - ⑬ 歯周組織再生誘導手術
 - ⑭ クラウン・ブリッジ維持管理料
 - ⑮ 口腔粘膜処置
 - ⑯ レーザー機器加算
 - ⑰ 金属床による総義歯の提供
 - ⑱ う蝕に罹患している患者の指導管理
- (3) 届け出していない施設基準を掲示している。
- (4) 次の保険外併用療養費に係る療養について、九州厚生局長に対して当該療養に係る費用等の報告が行われていないにもかかわらず、掲示を行っている。
- ① 金属床による総義歯の提供
 - ② う蝕に罹患している患者の指導管理

3 診療報酬請求

総論的事項

- ① 診療録と診療報酬明細書において、診療内容、部位、病名、所定点数、合計点数について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認を行うこと。
- ② 診療録と関係書類（納品書）において、技工物の材料について一致しない例が認められたので、保険医により十分に照合・確認を行うこと。
- ③ 審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は、内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなどその活用を図ること。また、保管・管理についても留意すること。
- ④ 診療報酬の請求にあたっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。

4 一部負担金

- ① 一部負担金の徴収について、次の不適切な例が認められたので改めること。
徴収すべき者（自家診療）から適切に徴収していない。
- ② 未収の一部負担金の管理が不十分な例が認められたので改めること。
ア 管理簿を作成していない。
イ 納入督促を行っていない。
- ③ 審査支払機関が行った減額査定を認容した結果、一部負担金に過徴収が生じた場合は、患者に適切に返金等の対応をすること。

5 その他

- ① 歯科衛生士や歯科技工士の業務範囲に十分留意すること。
- ② 保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。
- ③ 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者及び保険医として備えるべき知識の修得に努めること。
- ④ 診療に当たっては、適確な診断のもとに適切な治療計画を策定し、歯科医学的にも妥当適切な治療を行うこと。